

新財第151号  
平成19年4月1日

各所属長様

財務部長  
(担当財務課)

食糧費の予算執行について(通知)

このことについて、別紙のとおり、「国県に係わる食糧費の取扱いに関する指針」を定めたので、通知します。

貴所属においても、別紙指針の趣旨を十分理解のうえ、より一層適正な予算執行を図るようお願いします。

## 国県に係わる食糧費の取扱いに関する指針

国県に係わる食糧費の執行に関しては、市民の批判を招くことのないよう、これまで以上に適正な執行に努めるため、今後、飲食を伴う会合を実施するにあたっては、下記の指針に基づいて、案件ごとに慎重かつ厳格な検討を行い、目的、必要性、出席者の範囲及び経費について十分に精査したうえで、妥当で適正な内容と判断したものに限り、その執行を認めることとしたところである。

### 記

#### 指 針

##### 1 会合を認める範囲

- (1) 行政執行の円滑な運営を図るため又は市民福祉の増進や本市の発展に係わる諸施策を推進するために、協議、打合せ、意見交換等を行ううえで、真に必要とされる会合であること。
- (2) 接待のみを目的とする会合並びに二次会の執行は認めない。

##### 2 執行の内容として認める範囲

###### (1) 出席者

会合の目的に照らして、最少限必要な人数に限定すること。

###### (2) 経 費

執行額については、社会常識の範囲内でかつ目的を達成できる必要最少限の額とし、可能な限り圧縮を図ること。

なお、食糧費としての対象経費は、茶菓代、食事代、飲物代、席料を原則とする。

#### 執行体制の強化について

- 1 食糧費の執行に係る手続きは、財務規則等に則って行うものとし、会合の目的、必要性等について、事務処理上、厳密に明記すること。
- 2 会合の開催にあたっては、所管部長の判断を得るものとし、そのうえでなお上記の指針に照らして疑義が生じるものについては、財務部長と協議し、決定するものとする

#### その他

本指針による国県関連以外の食糧費の執行に関しても、上記の趣旨を踏まえて、今後なお一層の適正化に努めるものとする。

食糧費の予算執行について（平成8年3月11日新財第980号）は、廃止する。